

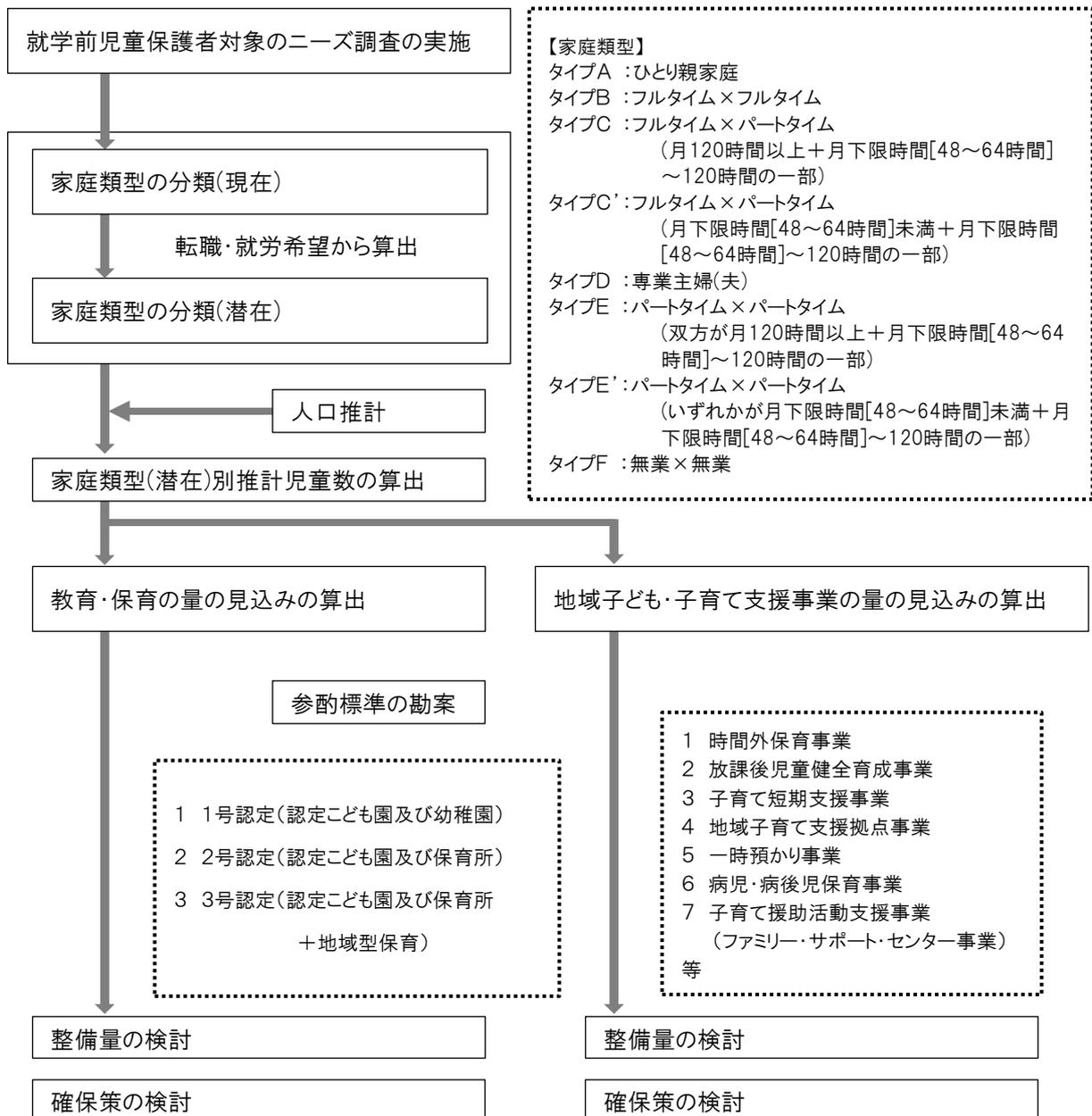
教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 推計の手順

本計画において、教育・保育の提供区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容とその実施時期を定めることとされています。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー



(2) 家庭類型と教育認定・保育認定区分の関係

父親	母親		フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
	ひとり親			月120時間以上の就労	月120時間未満 下限時間以上の就労	下限時間未満の就労	
ひとり親	タイプA						
フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプB	タイプC	タイプC'			
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労	タイプC	タイプE			タイプD	
	月120時間未満 下限時間以上の就労			タイプE'			
	下限時間未満の就労	タイプC'					
未就労		タイプD				タイプF	

↑
↑

保育の必要性あり
(保育認定)
保育の必要性なし
(教育認定)

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(3) 量の見込みに対する補正の考え方

国の手引きに基づく量の見込みの算出結果については、潜在的な需要が全て顕在化する前提での「量の見込み」が算出されることとなるため、各事業において補正の必要性の検討を行いました。

① 教育・保育事業の「量の見込み」に対する補正の考え方

3号認定

3号認定の量の見込みは、平日定期的に利用したい教育・保育事業で、「認可保育所」などの保育施設の利用を選択した保護者を利用意向のある者として算出しています。

しかし、上記の算出方法では育児休業の取得状況について反映されていないため、下記の対象者は算出対象から除くこととします。

- 0歳児：育児休業取得期間（職場復帰したときの子どもの年齢）が「1歳」以上と回答
※1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育休を取得したい者を考慮

② 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」に対する補正の考え方

時間外保育事業（延長保育事業）等

時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みは、0～5歳の子どもを持つ保育の必要性がある者のうち、平日定期的に利用したい教育・保育事業で、「認可保育所」などの保育施設の利用を選択、かつ、事業の利用希望時間で「18時」以降を希望した保護者を利用意向のある者として算出しています。

しかし、家庭での子育てに関する協力状況について反映されていない（実際に利用する可能性が低いと考えられる）ため、下記の対象者は算出対象から除くこととします。

- 子育てに関する協力者の状況について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」を選択、かつ、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答

なお、病児保育事業についても、上記の考え方にに基づき補正を行います。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みは、5歳児の子どもを持つ保育の必要性がある者のうち、放課後の時間を過ごさせたい場所で、「放課後児童クラブ」を希望した保護者を利用意向のある者として算出しています。

しかし、上記事業に関しては実際に利用している小学生調査から算出したほうが実態に即していると考えられるため、小学生調査に基づき推計します。（算出方法は同じ）

地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の量の見込みは、0歳から2歳の子どもを持つ家庭のうち、地域子育て支援拠点事業の利用者、利用していないものの地域子育て支援拠点事業の利用を希望する割合と、その利用意向回数により算出しています。

しかし、すでに保育施設等を利用している家庭では、実際に利用する可能性が低いと考えられるため、該当者は算出対象から除くこととします。

一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児（1号認定による利用、2号認定による利用）を対象とした一時預かりと、それ以外で量の見込みの算出方法が異なります。

幼稚園在園児（1号認定による利用）では、3～5歳の子どもを持つ保育の必要性がない者のうち、一時預かり事業の利用を希望する割合及び不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かり（または幼稚園の預かり保育）の利用割合と、その利用希望日数により算出しています。

幼稚園在園児（2号認定による利用）では、3～5歳の子どもを持つ保育の必要性がある者のうち、すべての対象者が利用を想定されており、その利用日数は「就労日数」により算出しています。

上記以外を対象とした一時預かりでは、0～5歳の子どもを持つすべての家庭類型を対象に、一時預かり事業の利用を希望する割合と、その利用希望日数により算出しています。

当該事業については、国の手引きに量の見込みの算出方法が複数示されており、本市では下記の算出方法により、量の見込みを推計することとします。

- 2号認定による利用（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）では、長期休暇中の幼稚園利用希望や不定期利用（私用・冠婚葬祭等）希望の平均日数とする
- 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外では、対象年齢を「0～5歳」から、「0～2歳」に変更、また、定期的な教育・保育事業を利用している者を算出対象から除く